

八尾市水道局郵便入札手引き

1 郵便入札の概要

一般競争入札及び指名競争入札において郵便により応札する場合は、以下の公告文で定められた期限までに入札書等が到達するよう提出してください。

2 入札参加資格審査申請書、入札書（内訳書含む）の提出方法

ア 郵送の方法

- ・「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「レターパックプラス」（受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便）のみに限定しています。特定記録郵便やレターパックライト、その他の方法による郵送は無効となりますので、十分ご注意ください。
※郵送物の配送状況について確認させていただく場合がありますので、お問い合わせ番号が記載されている「郵便物受領証(お客様控え)」は保管しておいてください。
- ・定められた期限までに到達しない入札書は、棄権（不参加扱い）となります。
- ・入札書は、二重封筒（内封筒及び外封筒）にて郵送してください。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担となります。

<郵送の宛先>

〒581-0007 大阪府八尾市光南町一丁目4番30号

八尾市水道局 経営総務課 管理係

(参考) 郵便方法

種類	料金	内容
一般書留郵便	基本料金に 480 円を加算 (損害要償額は 10 万円まで。さらに 5 万円ごとに 23 円を加算。)	引き受けから配達までの送達過程を記録し、万一、郵便物等が壊れたり、届かなかった場合に、実損額を賠償します。
簡易書留郵便	基本料金に 350 円を加算 (損害要償額は 5 万円まで。)	一般書留に比べて、料金が割安です。万一の場合の賠償額は、原則として 5 万円までの実損額となります。 ※簡易書留では引き受けと配達のみを記録します。
レターパック プラス	520 円 (損害要償額はなし。)	実損額の賠償はありませんが、一般書留や簡易書留に比べて、料金が割安です。

- イ 入札用封筒 ※入札参加資格審査申請書は外封筒のみで、封筒の大きさは任意とします
- ・内封筒及び外封筒は以下の規格とし、市販の封筒を使用してください。
ただし、レターパックプラスの場合、外封筒は不要です。

【内封筒】長形40形(90mm×225mm)又は長形3号(120mm×235mm)
【外封筒】長形3号(120mm×235mm)又は角形2号(240mm×332mm)

- ・内封筒及び外封筒の記載事項は以下のとおりとします。(詳細は別紙記載例参照)

【内封筒】年度、案件名、商号又は名称及び代表者職・氏名、入札書枚数
【外封筒】宛先、住所、商号又は名称及び代表者職・氏名、 「入札参加資格審査申請書在中」又は「入札書在中」(朱書き)、 「一般書留(又は)簡易書留」(朱書き)

- ・内封筒には、必ず入札案件ごとの入札書を封入してください。ただし、同一案件の入札について1回目から3回目までの入札書をつつの封筒に入れてください。
- ・内封筒には、必要事項を記載のうえ、入札参加資格申請時に登録された届出印で封緘(糊付け、封印)してください。

3 入札の取り扱い

(1) 入札書等の保管

提出された入札書等は、指定された入札(開札)日時まで開封せずに保管します。

(2) 入札書の枚数

公告文に記載のとおり、入札回数は3回までとしますので、入札書は必ず同じ内封筒に3枚封入のうえ提出してください。2回目以降の入札について辞退する場合は、入札書に辞退と記載してください。

なお、本市に到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認のうえ提出してください。

(3) 同額入札の場合

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ番号(3けた)を用いて、くじによる落札者を決定します。

なお、くじ希望番号に数字の記載がない場合、入札参加資格者名簿の業者番号の下3けたとなります。(詳細は別紙くじの方法を参照)

4 入札結果の通知

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡後、書面により通知し、入札結果を八尾市水道局ホームページ及び八尾市情報公開室にて公開します。

くじの方法（同額入札の際）

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ番号（3けた）を用いて、以下の通り、くじによる落札者を決定します。

- (1) くじ対象者を入札参加資格者名簿登録番号順に並べ、並べられた業者に対して、0から順に番号を設定します。
- (2) 入札書に記載された任意のくじ番号（3けた）を業者ごとに設定します。なお、くじ希望番号に数字の記載がない場合、入札参加資格者名簿の業者番号の下3けたとなります。
- (3) くじ番号の合計を、くじの対象者数で除算します。この時の余りが当たり番号となります。
- (4) 当たり番号と余り番号が一致する業者が落札業者となります。

(例) 落札となるべき同価格の業者が3者あり、くじにより落札者を決定する場合

登録番号	業者名称	くじ番号	余り番号
123	●● (株)	2 2 0	0
150	(株) ▲▲商事	3 3 2	1
443	(有) ■■商店	4 4 3	2

合計 9 9 5

$9 9 5$ (くじ番号の合計) \div 3 (業者の数) = $3 3 1$ 余り 2

計算の結果、余りが2となるため、番号2の業者が落札業者となります。